

池田市地域防災計画令和 2 年度修正（案） 新旧対照表

池田市防災会議

現行計画	修正案	備 考															
<p>第1編 総 則</p> <p>(略)</p> <p>第3節</p> <p>(略)</p> <p>2 市民</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>① 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止</p> <p>(略)</p> <p>第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(略)</p> <p>(3) 関西電力株式会社</p> <p>(略)</p> <p>(新規記載)</p>	<p>第1編 総 則</p> <p>(略)</p> <p>第3節</p> <p>(略)</p> <p>2 市民</p> <p>(略)</p> <p>(2) 灾害への備え</p> <p>① 家屋の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止</p> <p>(略)</p> <p>第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社</u></p> <p>(略)</p> <p>第9節 國土強靭化地域計画との連携</p> <p><u>本計画に基づく防災対策の推進、特に災害予防対策の推進、応急体制の整備、迅速な復旧・復興整備に当たっては、アンブレラ計画である國土強靭化地域計画との連携・調和を図るものとする。國土強靭化地域計画との関係は下表のとおりである。</u></p> <p>【國土強靭化地域計画との関係】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>國土強靭化地域計画</th> <th>地域防災計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討対象</td> <td>起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)</td> <td>自然災害及び事故災害</td> </tr> <tr> <td>主な対象フェーズ</td> <td>発災前</td> <td>発災時・発災後</td> </tr> <tr> <td>施策の設定方法</td> <td>事前に取り組むべき具体的な施策</td> <td>災害の種類ごとの対策や対応</td> </tr> <tr> <td>施策の重点化</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <pre> graph LR A[社会経済システムの強靭化] --- B[迅速な復旧・復興体制整備] A --- C[災害予防対策] A --- D[応急体制整備] B --- E[応急] B --- F[復旧] B --- G[復興] </pre>	項目	國土強靭化地域計画	地域防災計画	検討対象	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	自然災害及び事故災害	主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後	施策の設定方法	事前に取り組むべき具体的な施策	災害の種類ごとの対策や対応	施策の重点化	あり	なし	<p>国（府）計画修正の反映</p> <p>組織改変、指定公共機関に指定</p> <p>池田市國土強靭化地域計画の策定</p>
項目	國土強靭化地域計画	地域防災計画															
検討対象	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	自然災害及び事故災害															
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後															
施策の設定方法	事前に取り組むべき具体的な施策	災害の種類ごとの対策や対応															
施策の重点化	あり	なし															

現行計画	修正案	備 考
第9節 計画の修正 <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める時は、市及び防災関係機関から修正案を徴し修正する。</p> <p>修正にあたっては、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。</p>	第10節 計画の修正 <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める時は、市及び防災関係機関から修正案を徴し修正する。</p> <p>修正にあたっては、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の<u>視点反映</u>に努める。また、<u>他自治体の実災害対応などを生きた教訓として活用するとともに、令和2年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大など、自然災害に複合して発生した場合に重大な脅威となる事項についても考察範囲に含める。</u></p>	項目番号整理
第2編 災害予防計画 <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 都市防災化計画</p> <p>(略)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 都市防災化計画</p> <p>(略)</p> <p>7 空き家等の対策</p> <p><u>市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。</u></p> <p><u>府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。</u></p>	コロナ禍での災害対応等、より実効性ある防災計画策定制への着意を追記
<p>7 文化財</p> <p>(略)</p>	<p>8 文化財</p> <p>(略)</p>	国（府）計画修正の反映
<p>8 倒壊物・落下物等の防止</p> <p>(略)</p>	<p>9 倒壊物・落下物等の防止</p> <p>(略)</p>	項目番号整理
<p>9 ライフライン災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 上水道</p> <p>(略)</p> <p>(3) 電力（関西電力株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 電気通信（西日本電信電話株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>イ 電気通信システムの高信頼化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要な伝送路をマルート構成又はループ構造とする。 ○ 主要な中継交換機を分散設置とする。 ○ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。 ○ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。 	<p>10 ライフライン災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>上水道</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>電気通信（西日本電信電話株式会社）</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 電気通信システムの高信頼化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要な伝送路をマルート構成又はループ構造とする。 ○ 主要な中継交換機を分散設置する<u>とともに、安全な設置場所を確保する。</u> ○ 主要な電気通信設備について、<u>非常電源を整備する。</u> ○ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。 	項目番号整理 項目番号整理 項目番号整理 府計画との表現整合 組織改編、指定公共機関の指定 国（府）計画修正の反映

現行計画	修正案	備考
(略) 10 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 (略)	(略) 11 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 (略)	項目番号整理
第2節 水害予防計画 (略) 4 水害減災対策の推進 国、府による洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示に対応して、市では避難体制の整備等を行う。	第2節 水害予防計画 (略) 4 水害減災対策の推進 国、府による洪水予報、水位周知河川の <u>避難判断水位及び氾濫危険水位</u> の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示に対応して、市では避難体制の整備等を行う。	府計画との表現整合
(略) (2) 洪水リスクの周知 公表された洪水リスクを住民にわかりやすく周知するため、ハザードマップ等の作成・配布及び説明会・講習会の実施等必要な措置を講じるように努める。 ハザードマップ等の作成にあたっては、河川近傍や浸水深の大きい区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう努める。また、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。	(略) (2) 洪水リスクの周知 公表された洪水リスクを住民にわかりやすく周知するため、ハザードマップ等の作成・配布及び説明会・講習会の実施等必要な措置を講じるように努める。 <u>ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u>	国（府）計画修正の反映
(略) 第3節 土砂災害予防計画 (略) 6 土砂災害警戒区域等における防災対策 (1) 土砂災害リスクの周知及び情報、警報等の伝達 警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を、印刷物の配布などにより住民に周知する。また、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。	第3節 土砂災害予防計画 (略) 6 土砂災害警戒区域等における防災対策 (1) 土砂災害リスクの周知及び情報、警報等の伝達 警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を、印刷物の配布などにより住民に周知する。また、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。 <u>ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと</u>	国（府）計画修正の反映

現行計画	修正案	備考
(略)	<p><u>と、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p>	
第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 また、自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。 更に、防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。	(略) 第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 躊躇なく <u>避難指示</u> 等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 また、自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。 更に、防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。	災対法改正予定
(略)		
9 広域防災体制の整備 平常時から、大規模災害をも視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。	(略) 9 広域防災体制の整備 平常時から、大規模災害をも視野に入れ、 <u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど</u> 、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。	国（府）計画修正の反映
(略)		
12 事業者、ボランティアとの連携 市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。この際、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。 また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。	(略) 12 事業者、ボランティアとの連携 市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。この際、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、 <u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど</u> 実効性の確保に留意する。 また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。	国（府）計画修正の反映
(略)		

現行計画	修正案	備 考
第2節 情報収集伝達体制の整備 災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府及び防災関係機関等との情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。 (略) 3 災害広報体制の整備 災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府及び防災関係機関等との情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。 (略) (2) 災害時の広聴体制の整備 市民等から寄せられる被害状況や防災関係機関が行う応急対策状況等に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファックスの設置 及び相談窓口などの広聴体制を整備する。 (3) マルチメディア機器等の活用 情報の収集や広報活動に資すため、インターネット、CATV 等のマルチメディア機器の活用を図る。 (記載なし)	第2節 情報収集伝達体制の整備 災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府及び防災関係機関等との情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から 大規模停電時も含めた 情報収集伝達体制の確立に努める。 (略) 3 災害広報体制の整備 災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府及び防災関係機関等との情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から 大規模停電時も含めた 情報収集伝達体制の確立に努める。 (略) (2) 災害時の広聴体制の整備 府、市及びライフライン事業者は、 市民等から寄せられる被害状況や防災関係機関が行う応急対策状況等に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファックスの設置 及び相談窓口などの広聴体制を整備する。 (3) マルチメディア機器等の活用 情報の収集や広報活動に資すため、インターネット、CATV 等のマルチメディア機器の活用を図る。 また、ドローン活用の可能性についても検討を進める。 (4) 停電時の住民への情報提供 府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 (5) 被災者への情報伝達体制の整備 総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。 (略)	国（府）計画修正の反映 国（府）計画との整合 府計画との表現整合 国（府）計画との整合 国（府）計画との整合
第6節 避難体制の整備 (略) 3 指定避難所の指定・整備 (略) (新規記載) (略)	第6節 避難体制の整備 (略) 3 指定避難所の指定・整備 (略) 才 避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大を防ぐため、密環境を回避し、換気を考慮した内部配置とともに、一般教室の活用等、避難場所の分散に努める。 (略)	コロナ禍での防災対策の充実

現行計画	修正案	備考
4 指定避難所の運営・管理体制の整備 (略) (新規記載)	4 指定避難所の運営・管理体制の整備 (略) <u>(7) 新型コロナウイルス感染症等の感染症環境下での避難所運営要領を確立するとともに、非接触型体温計やパーテーション等、必要な資機材を準備する。</u>	コロナ禍での防災対策の充実
5 避難誘導体制の整備 (1) 市 (略) イ 災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や、判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動、避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。また、「池田市防災マイタイムライン」を作成し、常に携帯し、避難の際に軽易に確認できる態勢を整備する。	5 避難誘導体制の整備 (1) 市 (略) イ <u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u> の避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や、判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動、避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。また、「池田市防災マイタイムライン」を作成し、常に携帯し、避難の際に軽易に確認できる態勢を整備する。	災対法改正予定
第8節 緊急物資確保体制の整備 (略)	第8節 緊急物資確保体制の整備 (略)	
2 食料・生活必需品の確保 (略) (1) 市 ア 重要物資の備蓄 (略) ○ 育児用調製粉乳（乳アレルギーに対応したもの）：避難所避難者数 × 1.6% × 70% × 130 g／人／日	2 食料・生活必需品の確保 (略) (1) 市 ア 重要物資の備蓄 (略) ○ <u>乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したもの）：</u> <u>【粉ミルク】</u> 避難所避難者数 × 1.6% × 70% × 130 g／人／日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日を乗じる）</u> <u>【液体ミルク】</u> 避難所避難者数 × 1.6% × 70% × 1リットル／人／日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日を乗じる）</u> (略) ○ 生理用品： <u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数 × 48% × 52% × (5/32) × 5枚／人／日 <u>と（南海トラフ巨大地震による）</u> 避難所避難者数 × 48% × 52% × (5/32) × 5枚／人／日 × 3日で算出した数量を比較し多い方 ○ トイレットペーパー： <u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数 × 7.5 m／人／	府計画修正の反映

現行計画	修正案	備考
<p>○ マスク：避難所避難者数×1.8%</p> <p>(略)</p> <p>イ その他の物資の確保</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精米、食パン、即席麺などの主食 ○ 液体ミルク（乳アレルギーに対応したもの） ○ ボトル水・缶詰水等の飲料水 ○ 野菜、漬物、菓子類などの副食 ○ 被服（肌着等） ○ 炊事道具、食器類（鍋、炊飯用具等） ○ 光熱用品（L Pガス、L Pガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等） ○ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等） ○ 医薬品等（常備薬、救急セット） <p>(新規記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設風呂・仮設シャワー ○ 簡易ベッド、間仕切り等 ○ 高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、ポータブルトイレ等） ○ 棺桶、遺体袋など <p>ウ 池田市防災備蓄倉庫の運用体制の整備</p> <p>災害発生時に市民に供給する緊急物資の備蓄、受入れ、配分等を円滑にするため、池田市防災備蓄倉庫の運用体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5 m／人／日×3日で算出した数量を比較し多い方</p> <p>○ マスク：(直下型地震による)避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方</p> <p>(略)</p> <p>イ その他の物資の確保</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精米、食パン、即席麺などの主食 ○ 液体ミルク（乳アレルギーに対応したもの） ○ ボトル水・缶詰水等の飲料水 ○ 野菜、漬物、菓子類などの副食 ○ 被服（肌着等） ○ 炊事道具、食器類（鍋、炊飯用具等） ○ 光熱用品（L Pガス、L Pガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等） ○ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等） ○ 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液） ○ ブルーシート、土のう袋 ○ 仮設風呂・仮設シャワー ○ 簡易ベッド、間仕切り等 ○ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、ポータブルトイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点時器等） ○ 棺桶、遺体袋など <p>ウ 池田市防災備蓄倉庫の運用体制の整備</p> <p>災害発生時に市民に供給する緊急物資の備蓄、受入れ、配分等を円滑にするため、池田市防災備蓄倉庫を運用する。</p> <p>(略)</p>	府計画修正の反映
<p>第9節 ライフライン確保体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 電力（関西電力株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 協力応援体制の整備</p> <p>(新規記載)</p>	<p>第9節 ライフライン確保体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 協力応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市は、早期復旧のための停電情報収集活動等について必要な協力をう。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改編、指定公共機関の指定</p> <p>環境変化（運用開始）</p> <p>市との連携状況を記載</p>

現行計画	修正案	備考
<p>6 市民への広報</p> <p>ライフライン事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。</p> <p>① 西日本電信電話株式会社は、災害時における輻輳防止のため、被災地への電話使用の自粛、災害用伝言ダイヤルの利用について広報する。</p> <p>② 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>(略)</p> <p>(新規記載)</p>	<p>6 市民への広報</p> <p>ライフライン事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。</p> <p>① 西日本電信電話株式会社は、災害時における輻輳防止のため、被災地への電話使用の自粛、災害用伝言ダイヤルの利用について広報する。</p> <p>② <u>関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社並びに</u>大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>(略)</p>	組織改編、指定公共機関の指定
<p>第 11 節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難のための情報伝達</p> <p>ア 避難勧告等の発令・伝達</p> <p>市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う</p> <p>特に、避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること ・ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと <p>イ 多様な手段の活用による情報伝達</p> <p>自然災害発生時は、緊急かつ着実な<u>避難指示</u>等が伝達されるよう、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車による情報伝達に加え、携帯端末</p>	<p>7 倒木等への対策</p> <p><u>市、府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、市域の特性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 11 節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難のための情報伝達</p> <p>ア <u>避難指示</u>等の発令・伝達</p> <p>市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、<u>高齢者等避難、避難指示</u>の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う</p> <p>特に、避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること ・ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと <p>イ 多様な手段の活用による情報伝達</p> <p>自然災害発生時は、緊急かつ着実な<u>避難指示</u>等が伝達されるよう、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車による情報伝達に加え、携帯端末</p>	国（府）計画修正の反映
		災対法改正予定

現行計画	修正案	備 考
<p>線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。</p> <p>さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 外国人に対する支援体制整備</p> <p>市内に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする市内在住外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等を行うとともに、府が実施するポータルサイトの活用を図る等、外国人に配慮した支援に努める。また、府や大阪府国際交流財団（OFIX）と連携して多言語支援ができるよう災害時通訳・翻訳ボランティアの育成に努める。</p> <p>市内在住外国人と早期帰国等に向けた交通情報等を必要とする市内訪問外国人は、その行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれの特性に応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努める。</p>	<p>等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。</p> <p>さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 外国人に対する支援体制整備</p> <p><u>市は、府をはじめ民間事業者を含む多様な機関と連携し、外国人に対する支援の検討・推進を行う。</u></p> <p><u>市内在住外国人に対しては、防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。</u></p> <p><u>また、府が、災害時に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で設置する「災害時多言語支援センター」の活用を促進する。</u></p> <p><u>外国人旅行者に対しては、府と連携し、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努めるとともに、早期帰国等に向けた災害情報等を提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用した多言語での情報発信に努める。また、観光案内所をはじめ、駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。</u></p> <p><u>避難所における多言語支援のため、府と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。</u></p>	国（府）計画修正の反映 府計画との表現整合
<p>(略)</p> <p>第12節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>本市における人口流動は、流出超過の傾向がある。大規模震災等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、転倒などの危険性とともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれがある。</p> <p>このため、市は、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけを行う。</p> <p>市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者の安全な避難経路を確保し、その沿道において、帰宅困難者のための休憩、情報提供の場所となる帰宅困難支援場所の機能を有する公園等の整備を推進する。</p>	<p>(略)</p> <p>第12節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>本市における人口流動は、流出超過の傾向がある。大規模震災等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、転倒などの危険性とともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれがある。</p> <p>このため、市は、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけを行う。</p> <p>市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者の安全な避難経路を確保し、その沿道において、帰宅困難者のための休憩、情報提供の場所となる帰宅困難支援場所の機能を有する公園等の整備を推進する。</p> <p><u>また、国、府、市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構</u></p>	国（府）計画修正の反映

現行計画	修正案	備考
(略)		
4 徒歩帰宅者への支援 域内において地震が発生し、交通が途絶した場合に大阪府石油商業組合の組合員の徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを掲示した給油取扱所（防災・救急ステーション）や関西広域連合と協定を締結し支援可能な災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを掲示したコンビニエンスストア事業者及び外食事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）は、徒歩帰宅者に対して次のような支援を行う。 (1) 水道水、トイレ等の提供 (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供	築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。 なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性ある帰宅困難者支援の取組みを行う。 (略) 4 徒歩帰宅者への支援 (1) 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援 府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。 ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供 イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供 (2) コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援 関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。 ア 水道水、トイレ等の提供 イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供	国（府）計画修正の反映 府計画表現との整合
(略)		
第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 (略) 1 防災知識の普及啓発 市は、災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知とともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。	第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 (略) 1 防災知識の普及啓発 市は、災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知とともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。 特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。	国（府）計画修正の反映

現行計画	修正案	備考
<p>(略)</p> <p>(1) 普及啓発の内容</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害への備え</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 <p>(新規記載)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令時にとるべき行動 <p>(略)</p> <p>ウ 災害時の行動</p> <p>(略)</p> <p>4 地区防災計画の策定等</p> <p>自主防災組織の担い手不足の状況を踏まえ、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や地域の連帯感の醸成に努める。</p> <p>また、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため防災活動の推進に努める。</p> <p>地区居住者等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として池田市防災会議に提案し、市と連携した防災活動を行うことができる。</p> <p>市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p>(略)</p>	<p><u>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 普及啓発の内容</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害への備え</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常持ち出し品（<u>貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品</u>等）の準備 ○ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒レベルを用いた<u>避難指示等</u>の発令時にとるべき行動 <p>(略)</p> <p>ウ 災害時の行動</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>津波発生時（強い揺れ又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動</u> <p>(略)</p> <p>4 地区防災計画の策定等</p> <p>自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や地域の連帯感の醸成に努める。</p> <p>また、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、<u>共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な</u>防災活動の推進に努める。<u>この際、必要に応じて、当該地区における</u>自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として池田市防災会議に提案し、市と連携した防災活動を行うことができる。</p> <p>市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p>(略)</p>	<p>国（府）計画修正の反映</p> <p>国（府）計画修正の反映</p> <p>国（府）計画修正の反映</p> <p>国（府）計画修正の反映</p>

現行計画	修正案	備考
第4節 企業防災の促進 (略) 1 事業者 (略) (4) その他 (略) (新規記載)	第4節 企業防災の促進 (略) 1 事業者 (略) (4) その他 (略) <p style="color: red;">ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p style="color: red;">エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</p>	国（府）計画修正の反映
(新規記載)	2 重要施設及び災害応急対策に係る機関 <p style="color: red;">病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p style="color: red;">なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進する。</p>	国（府）計画修正の反映
2 市及び府 (略)	3 市及び府 (略)	項目番号の整理
第3編 自然災害防災対策 (略)	第3編 自然災害防災対策 (略)	
第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 (略) 2 大阪管区気象台が発表する気象予警報 (略) (1) 気象注意報・警報・特別警報 <p>大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。</p> <p>その際、参考となる警戒レベルも附すとともに、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気</p>	第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 (略) 2 大阪管区気象台が発表する気象予警報 (略) (1) 気象注意報・警報・特別警報 <p>大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。</p> <p>その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かり</p>	府計画との表現整合

現行計画	修正案	備 考
象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。 (略)	やすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。 (略)	
5 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表後、気象台の土壤雨量指数が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。 市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等の発令等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第 51 条、第 55 条、気象業務法 第 11 条、第 13 条、第 15 条）	5 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表後、気象台の土壤雨量指数が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。 市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等の発令等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第 51 条、第 55 条、気象業務法 第 11 条、第 13 条、第 15 条）	災対法改正予定
8 土砂災害警戒活動 (略)	8 土砂災害警戒活動 (略)	
(1) 警戒活動の基準 ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を基に警戒体制を確立し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を実施する。 警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。 ① 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ○ 第1次警戒体制 予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時 【警戒活動】 <ul style="list-style-type: none">各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。地元自主防災組織等の活動を要請する。必要に応じて、警戒区域の設定を行う。住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。 ○ 第2次警戒態勢 土砂災害警戒情報を発表時 【警戒活動】 <ul style="list-style-type: none">市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告等を行う。	(1) 警戒活動の基準 ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を基に警戒体制を確立し、高齢者等避難、避難指示の発令を実施する。 警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。 ① 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ○ 第1次警戒体制 予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時 【警戒活動】 <ul style="list-style-type: none">各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。地元自主防災組織等の活動を要請する。必要に応じて、警戒区域の設定を行う。住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。 ○ 第2次警戒態勢 土砂災害警戒情報を発表時 【警戒活動】 <ul style="list-style-type: none">市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。	災対法改正予定
10 情報収集・被害調査 (略) (3) 被害調査 (略) イ 被害調査の実施	10 情報収集・被害調査 (略) (3) 被害調査 (略) イ 被害調査の実施	災対法改正予定

現行計画	修正案	備考
(略) ○ 避難勧告又は指示の状況 (略)	(略) ○ 避難指示 の状況 (略)	災対法改正予定
第5節 災害広報 防災関係機関と相互に協議調整し、被災者をはじめ広く市民に対し、正確かつきめ細かな情報提供と広聴活動を行う。 災害広報の実施に当たっては、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。	第5節 災害広報 防災関係機関と相互に協議調整し、被災者をはじめ広く市民に対し、正確かつきめ細かな情報提供と広聴活動を行う。 災害広報の実施に当たっては、平常時の広報手段を活用するほか、 停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、 指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。	国（府）計画修正の反映
(略) 2 広報の内容 (略) (3) その後の広報 ア 被災状況とその後の見通し イ 二次災害の危険性 ウ 被災者のために講じている施策（罹災証明等の発行、建物の解体、補修、建築相談等、農・商・工融資・貸付金） エ ライフラインや交通施設等の復旧状況 オ 医療機関などの生活関連情報 カ 交通規制情報 キ 義援物資等の取扱い ク その他（給食、給水、ゴミの収集、浴場等店舗の開店状況等）の必要な事項	(略) 2 広報の内容 (略) (3) その後の広報 ア 被災状況とその後の見通し イ 二次災害の危険性 ウ 被災者のために講じている施策（罹災証明等の発行、建物の解体、補修、建築相談等、農・商・工融資・貸付金） エ ライフラインや交通施設等の復旧状況 オ 医療機関、 スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等 の生活関連情報 カ 交通規制情報 キ 義援物資等の取扱い ク その他（給食、給水、ゴミの収集、浴場等店舗の開店状況等）の必要な事項	国（府）計画修正の反映
第6節 広域応援等の要請・受入れ 市長は、本市域に大規模災害が発生し、被災者に対する救援等の十分な応急対策が実施できないと判断した時は、災害対策基本法、災害応援協定等に基づき、府をはじめ、他の市町村や関係機関に迅速に応援を要請するとともに、受入れ体制を整備する。また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。	第6節 広域応援等の要請・受入れ 市は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに府、他の市町村、指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。 また、 被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。 府から職員派遣を受けた場合には、受入れ後速やかに、災害対応の進捗状況等や具体的な人的支援ニーズを情報提供し、必要な活動が迅速に開始できるよう努める。	国（府）計画修正の反映
(略) (新規記載)	(略) 6 関係機関の連絡調整 内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、	国（府）計画修正の反映

現行計画	修正案	備 考
<p>第7節 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>4 派遣部隊の活動 派遣部隊は、市及び防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 医療救護活動 (略)</p> <p>5 医療機関 (略)</p> <p>(1) 災害拠点病院 ア 地域災害拠点病院 地域災害拠点病院の活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲の熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供 ○ 医療救護班の受け入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣 ○ 患者及び医薬品等の搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整 ○ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援 </p> <p>(略)</p> <p>イ 基幹災害拠点病院 基幹災害拠点病院は、上記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送</p>	<p><u>災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。</u></p> <p><u>市は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や市が把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>第7節 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>4 派遣部隊の活動 派遣部隊は、市及び防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の活動を実施する。</p> <p><u>なお、大規模災害発生時等の状況不明化においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第9節 医療救護活動 (略)</p> <p>5 医療機関 (略)</p> <p>(1) 災害拠点病院 ア 地域災害拠点病院 地域災害拠点病院の活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲の熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供 ○ 災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の受け入れ、派遣及びこれに係る調整 ○ 地域医療機関の情報収集と必要に応じた支援 ○ 患者及び医薬品等の搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整 ○ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援 </p> <p>(略)</p> <p>イ 基幹災害拠点病院 基幹災害拠点病院は、上記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送</p>	<p>国の計画修正趣旨の反映</p> <p>国（府）計画修正の反映</p>

現行計画	修正案	備 考
に係る地域災害拠点病院間の調整を行う。	送に係る地域災害拠点病院間の調整及び府内の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣調整を行う。	
第10節 避難誘導 災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難勧告等や誘導等に必要な措置を講じるものとする。 この際、避難のための立退き等により、かえって危険が及ぶおそれがあると認めるとときは、地域居住者等に対し、「屋内安全確保」を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。	第10節 避難誘導 災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難指示等や誘導等に必要な措置を講じるものとする。 この際、避難のための立退き等により、かえって危険が及ぶおそれがあると認めるとときは、地域居住者等に対し、「屋内安全確保」を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。	災対法改正予定
1 避難の準備の指示 (1) 市長（水防本部長）又はその命を受けた水防要員は、河川及びため池が氾濫注意水位に達した場合、その必要な地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車等により広報する。（池田市水防計画参照） (2) 市長は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、各危険地域毎の基準に従い、避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合は、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車等により市民等に避難の準備を広報する。	1 避難の準備の指示 (1) 市長（水防本部長）又はその命を受けた水防要員は、河川及びため池が氾濫注意水位に達した場合、その必要な地域に高齢者等避難を発令し、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車等により広報する。（池田市水防計画参照） (2) 市長は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、各危険地域毎の基準に従い、高齢者等避難を発令した場合は、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車等により市民等に避難の準備を広報する。	災対法改正予定 災対法改正予定
2 避難勧告等 (1) 避難勧告等の基準 避難勧告等については、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月）に則り、市内の河川や地形特性を踏まえた「池田市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備する。また、避難勧告等の意思決定においては、そのタイミング等の判断を適切にするため、「池田市風水害タイムライン」を整備し活用する。 さらに、立退きを指示等において必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について助言を求める。 この際、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めるなど必要な準備を整えておく。また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 ア 市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、立退き避難等のための避難勧告等を発令する。（災害対策基本法60条）	2 避難指示等 (1) 避難指示等の基準 避難指示等については、国のガイドラインに則り、市内の河川や地形特性を踏まえた「池田市避難指示等の判断・伝達マニュアル（仮称）」を整備する。また、避難指示等の意思決定においては、そのタイミング等の判断を適切にするため、「池田市風水害タイムライン」を整備し活用する。 さらに、立退きを指示等において必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について助言を求める。 この際、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めるなど必要な準備を整えておく。また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 ア 市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、立退き避難等のための避難指示等を発令する。（災害対策基本法60条）	災対法改正予定

現行計画	修正案	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震による建築物の倒壊の危険や、火災発生のため避難の必要が生じたとき ○ 各種警報の発令から判断して、避難の必要があると認めるとき。 ○ 河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 ○ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等において、土砂 災害等の危険が切迫しているとき。 ○ 危険物取扱施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき。 ○ 火災が拡大するおそれがあるとき。 ○ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認めるとき。 <p>(略)</p> <p>(2) 避難勧告等の住民への周知</p> <p>市長等は、避難勧告等の発令にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象地域・対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動（避難場所や避難理由等）がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>住民への伝達・周知に当たっては、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等の効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、府に通知する。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震による建築物の倒壊の危険や、火災発生のため避難の必要が生じたとき ○ 各種警報の発令から判断して、避難の必要があると認めるとき。 ○ 河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 ○ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等において、土砂災害等の危険が切迫しているとき。 ○ 危険物取扱施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき。 ○ 火災が拡大するおそれがあるとき。 ○ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認めるとき。 <p>(略)</p> <p>(2) 避難指示等の住民への周知</p> <p>市長等は、避難指示等の発令にあたっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象地域・対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動（避難場所や避難理由等）がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>住民への伝達・周知に当たっては、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等の効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、府に通知する。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>(略)</p>	災対法等改正予定

現行計画				修正案				備 考	
3 避難勧告等の意味合い				3 避難指示等の意味合い				災対法等改正予定	
警戒 レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民に促す情報	住民自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	警戒 レベル	状 態	住民がとるべき行動	行動を促す情報		
警戒 レベル 1	・防災気象情報等の「最新情報に注意するなど、災害への心構えを始める	早期注意情報（警報級の可能性）（気象庁が発表）			警戒 レベル 5		命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保※ 1	
警戒 レベル 2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）	警戒 レベル 4		災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）	
警戒 レベル 3	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他的人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、立退き避難する。	避難準備、高齢者等避難開始（市が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）	警戒 レベル 3		災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※ 2	高齢者等避難	
警戒 レベル 4	全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 <市から避難指示（緊急）が発令された場合> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。	避難勧告、避難指示（緊急）（市が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）	警戒 レベル 2		気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	
警戒 レベル 5	災害発生・既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。	災害発生情報（市が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害）） ・（大雨特別警報（土砂災害））	警戒 レベル 1		今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）	

※ 1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル 5 は必ず発令されるものではない

※ 2 警戒レベル 3 は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合せ始めたり危険を感じたら自動的に避難するタイミングである

（注）避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

注1 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

注2 市が発令する避難勧告等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

注3 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注5 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル 5 相当情報〔洪水〕や警戒レベル 5 相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル 5 の災害発生情報の発令基準としては用いない。

現行計画	修正案	備 考
<p>第11節 二次災害の防止</p> <p>(略)</p> <p>2 建築物等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 民間建築物</p> <p>(略)</p> <p>オ 空家など、建築物の所有者等による早急な対応が見込まれない被災建築物については、所有者等に代わり落下危険物の撤去等の応急措置が行える制度創設を検討するなど、二次災害の未然防止に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 二次災害の防止</p> <p>(略)</p> <p>2 建築物等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 民間建築物</p> <p>(略)</p> <p>オ <u>空き家等の所有者等を探探し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の未然防止に努める。</u></p> <p>(略)</p>	国（府）計画修正の反映
<p>第13節 交通の維持復旧</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の安全確保</p> <p>(1) 鉄軌道施設（阪急電鉄株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>阪急池田駅：池田駅前公園、池田小学校</p> <p>阪急石橋駅：石橋駅前公園、石橋南小学校、豊島野公園</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 交通の維持復旧</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の安全確保</p> <p>(1) 鉄軌道施設（阪急電鉄株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>阪急池田駅：池田駅前公園、池田小学校</p> <p><u>阪急石橋阪大前駅</u>：石橋駅前公園、石橋南小学校、豊島野公園</p> <p>(略)</p>	名称変更
<p>第14節 ライフライン・放送の緊急対応</p> <p>(略)</p> <p>1 被害状況の報告</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市が事業主体である上水道、下水道については、市域及び隣接市域において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。</p> <p>2 各事業者における対応</p> <p>(1) 上水道（市）</p> <p>(3) 電力（関西電力株式会社）</p>	<p>第14節 ライフライン・放送の緊急対応</p> <p>(略)</p> <p>1 被害状況の報告</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市が事業主体である<u>水道</u>、下水道については、市域及び隣接市域において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。</p> <p>2 各事業者における対応</p> <p>(1) <u>水道</u>（市）</p> <p>(3) 電力（<u>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社</u>）</p>	府計画との表現整合 組織改編、指定公共機関の指定

現行計画	修正案	備考
<p>第19節 指定避難所の開設・運営</p> <p>(略)</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>避難受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を選定し、開設を周知するとともに、速やかに市職員を派遣し、施設管理者と連携して指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した避難所運営協議会、自主防災組織の役員や施設の管理者に開鍵を依頼する。</p> <p>また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。</p> <p>避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設することも検討する。</p> <p>2 指定避難所の管理・運営</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難受入れの対象者</p> <p>ア 災害によって現に被害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること ○ 現に災害を受けた者であること <p>イ 災害によって現に被害を受ける恐れがある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等が発せられた場合 ○ 避難勧告等は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合 <p>ウ その他避難が必要と認められる場合</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の管理・運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>セ 家庭動物のためのスペースの確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底</p> <p>ソ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p>	<p>第19節 指定避難所の開設・運営</p> <p>(略)</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>避難受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を選定し、開設を周知するとともに、速やかに市職員を派遣し、施設管理者と連携して指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した避難所運営協議会、自主防災組織の役員や施設の管理者に開鍵を依頼する。</p> <p>また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。</p> <p>避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設することも検討する。</p> <p><u>指定避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p><u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。</u></p> <p>2 指定避難所の管理・運営</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難受入れの対象者</p> <p>ア 災害によって現に被害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること ○ 現に災害を受けた者であること <p>イ 災害によって現に被害を受ける恐れがある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示等が発せられた場合 ○ 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合 <p>ウ その他避難が必要と認められる場合</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の管理・運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p><u>セ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</u></p> <p><u>ソ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられ</u></p>	<p>国（府）計画修正の反映</p> <p>災対法改正予定</p> <p>国（府）計画修正の反映</p>

現行計画	修正案	備 考
<p>タ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため に、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第 20 節 緊急物資の供給</p> <p>家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、府、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）等に対し物資の調達を要請する。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することに留意し、併せて、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>また、自宅、テント及び車両、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p>	<p><u>るよう、連携に努める。</u></p> <p><u>タ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため に、専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 20 節 緊急物資の供給</p> <p><u>府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、</u> <u>関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・</u> <u>輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</u></p> <p><u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、</u> <u>時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には</u> <u>暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女</u> <u>等のニーズの違いに配慮する。</u></p> <p><u>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、</u> <u>孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に</u> <u>十分配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住</u> <u>宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよ</u> <u>う努める。</u></p> <p><u>府及び市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達する</u> <u>ことが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、</u> <u>総務省、消防庁 又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</u></p> <p><u>なお、市は、府に要請することができる。また、府は、備蓄物資等の不足や災害</u> <u>応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要</u> <u>し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、物</u> <u>資を確保し輸送するものとする。</u></p>	国（府）計画修正の反映
<p>1 給水活動</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応援要請</p> <p>市のみでは、必要な給水が困難な場合、あるいは市で保有する応急給水用資機材が不足する場合には、大阪広域水道企業団や近隣市町村に応援を要請する。</p>	<p>1 給水活動</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応援要請</p> <p>市のみでは、必要な給水が困難な場合、あるいは市で保有する応急給水用資機材が不足する場合には、<u>府内水道（用水供給）事業体</u>に応援を要請する。</p>	府計画との表現整合

現行計画	修正案	備考
<p>また、大阪広域水道震災対策中央本部が設置されたときは、給水活動等の総合調整、指揮、支援について大阪広域水道企業団と協議を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 食料・生活必需品の供給</p> <p>(8) その他の防災関係機関</p> <p>下記の防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(新規記載)</p> <p>工 近畿経済産業局 生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達</p> <p>才 関西広域連合 救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保</p> <p>(略)</p> <p>第 21 節 保健衛生活動</p> <p>(略)</p> <p>1 防疫活動</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>また、<u>大阪府水道震災対策中央本部</u>が設置されたときは、給水活動等の総合調整、指示、支援について<u>同本部を通じて調整</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 食料・生活必需品の供給</p> <p>(8) その他の防災関係機関</p> <p>下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。<u>ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>工 経済産業省 <u>被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整</u></p> <p>才 近畿経済産業局 生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達</p> <p>力 関西広域連合 救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保</p> <p>(略)</p> <p>第 21 節 保健衛生活動</p> <p>(略)</p> <p>1 防疫活動</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。<u>また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、池田保健所からの専門的な助言を得つつ、関係部局が一体となり、感染症対策として必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>府計画修正の反映</p> <p>国（府）計画修正の反映</p> <p>項目番号の整合</p> <p>項目番号の整合</p> <p>国（府）計画修正の反映</p>

現行計画	修正案	備 考
<p>第26節 応急教育等 (略)</p> <p>7 就学援助等 (略)</p> <p>(2) 学用品の支給 災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（盲学校、聾学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p> <p>(略)</p>	<p>第26節 応急教育等 (略)</p> <p>7 就学援助等 (略)</p> <p>(2) 学用品の支給 災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・<u>高校生徒</u>（<u>特別支援学校</u>の小学部児童、中学部生徒及<u>び高等部生徒</u>を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p> <p>(略)</p>	国（府）計画修正の反映
<p>第27節 廃棄物の処理 (略)</p> <p>3 災害廃棄物等処理 (略)</p> <p>(2) 処理活動 (略)</p> <p>オ 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>第27節 廃棄物の処 (略)</p> <p>3 災害廃棄物等処理 (略)</p> <p>(2) 処理活動 (略)</p> <p>オ 必要に応じて、府、<u>隣接市町村</u>、関係団体に応援を要請する。<u>なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	国（府）計画修正の反映
<p>第29節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>(2) 活動基盤の整備 ボランティアの生活環境に配慮するとともに、情報を共有する場を設置する。</p>	<p>第29節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>(2) 活動<u>拠点</u>の<u>提供</u> <u>ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。</u></p>	国（府）計画修正の反映
<p>第5編 災害復旧・復興対策 (略)</p> <p>第2節 被災者の生活確保 (略)</p> <p>3 罹災証明書の交付等 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施す</p>	<p>第5編 災害復旧・復興対策 (略)</p> <p>第2節 被災者の生活確保 (略)</p> <p>3 罹災証明書の交付等 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施す</p>	

現行計画	修正案	備考
<p>るため、罹災証明書の交付のための体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度の調査に当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮をする事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>被害が複数の市町村にわたる場合に調査・判定方法にばらつきが生じることがないよう、府による課題の共有や対応の検討、ノウハウの提供等により、市町村間の調整を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 住宅の確保</p> <p>(略)</p> <p>(4) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請</p> <p>建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。</p>	<p>るため、罹災証明書の交付のための体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度の調査に当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮をする事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施する。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</u></p> <p><u>独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 住宅の確保</p> <p>(略)</p> <p>(4) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請</p> <p><u>国は、災害が一定規模以上である場合においては、市長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。</u></p>	国（府）計画修正の反映
<p>第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>(略)</p> <p>1 復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 想定されるライフライン</p> <p>ア 上水道（池田市）</p> <p>イ 下水道（池田市）</p> <p>ウ 電力（関西電力株式会社）</p> <p>エ ガス（大阪ガス株式会社）</p> <p>オ 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西総支社））</p> <p>カ 電線共同溝（近畿地方整備局、大阪府）</p>	<p>第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>(略)</p> <p>1 復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 想定されるライフライン</p> <p>ア <u>上水道（池田市）</u></p> <p>イ 下水道（池田市）</p> <p>ウ 電力（<u>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社</u>）</p> <p>エ ガス（大阪ガス株式会社）</p> <p>オ 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、<u>ソフトバンク株式会社</u>）</p> <p>カ 電線共同溝（近畿地方整備局、大阪府）</p>	<p>府計画との表現整合</p> <p>組織改編、指定公共機関の指定</p> <p>脱落の修正</p>

現行計画	修正案	備 考
キ 放送（日本放送協会、民間放送事業者） ク 鉄道（阪急電鉄株式会社） ケ 道路（近畿地方整備局、大阪府、池田市）	キ 放送（日本放送協会、民間放送事業者） ク 鉄道（阪急電鉄株式会社） ケ 道路（近畿地方整備局、大阪府、池田市）	
<p>その他の修正事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 編集ソフトを「Microsoft 社 Word」から、「Adobe 社 InDesign」に変更し、テキストデータを移植 ○ 公用文書としての誤記修正 おそれ（×恐れ）、あらかじめ（×予め）、当たって（×あたって）、おおむね（×おおむね）、とどめる（×止める）、係る（×かかる）、ほか（×他）したがって（×従って）、ただし（×但し）、手続（×手続き）、など（×等）、おいて（×於いて）、さらに（接続詞）（×更に）、いただく（×頂く）ごとに（×毎に）、箇、か（×ヶ）、在り方（×ありかた）、手続（×手続き）、取組（×取り組み、×取組み）、並びに（×ならびに）、若しくは（×もしくは）等 ○ 項目番号を、1 （1） アの3階層までに修正 ○ 箇条書きは、「○」、「・」、「①」を使用 ○ 担当の欄を削除（第1編 第4節で明確化されているため） ○ 経年変化の反映 ○ その他、軽微な修正 		